

大阪市立泉尾北小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「明るくたくましい子ども」育成のために「泉尾北小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- (1) いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取り組みについて
(教職員・児童の意識改革についての方策等)
- (2) 未然防止・早期発見のための取り組みについて
- (3) 家庭・地域との連携について

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

- (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）
 - ・生活指導面での取り組みを通して、学習規律の確立や配慮を要する児童生徒への対応を図る。
 - ・研修活動を通して、相互公開授業等「わかる授業」づくりに取り組む。
 - ・授業研究会を通して、指導力の向上を図る。
- (2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）
 - ・学級活動や児童会活動の取り組みを通して、一人一人が活躍することができる活動を充実させる。
 - ・たてわり班活動を通して、友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることのできる集団づくりに取り組む。
 - ・自尊感情を育むために、児童生徒を認め、讃める指導を充実させる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ・年間指導計画に沿って、道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ・日々の教育活動を通して、命の大切さや互いを思いやることの大切さが実感できるようにする。
- ・さまざまな取り組みや学習指導を通して、「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなど学級集団育成を進める。
- ・情報機器の使用を通じて、情報モラルを確実に身につけさせる。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1) 児童観察の充実と情報の共有化を図る。

(ささいな変化に気づくことができる体制を確立する。)

- (2) アンケート調査の活用を図るとともに教育相談（個人面談）を実施する。
- (3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を図る。
- (4) 個々の事例に応じては、外部機関との連携を深める。
- (5) 校長室をいじめ相談窓口として設置し、その周知を広める。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制の確立を図る。

- (2) 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制の確立を図る。
(情報の共有化や教職員の連携等に重点をおく)

- (3) 被害児童の保護、加害児童への指導について共通理解のもと行う。
- (4) 場合に応じては、警察などの関係機関との連携も視野に入れる。
- (5) 家庭・地域との連携については、問題事例の有無に関わらず継続して行う。
- (6) ネット上のいじめに対応するために『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用を進めていく。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織（いじめ防止対策委員会）

＜構成＞ 管理職・教務主任・生活指導部長・学年主任・養護教諭等

※ 事案に応じて、担任等を加える。

＜役割＞

- ・学校基本方針に基づく具体的な実行・検証・修正を行う。

- ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。

- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

＜年間計画＞

実施時期	実施内容	備考
1 学期	いじめアンケート① 人権教育研修会① 特別支援教育研究会①	「運営に関する計画」立案 学校協議会①にて校内の様子を報告
2 学期	いじめアンケート② 人権教育研修会② 特別支援教育研究会②	「運営に関する計画」中間進捗の学校評価 学校協議会②にて校内の様子を報告
3 学期	いじめアンケート③ 人権教育研修会③ 特別支援教育研究会③	「運営に関する計画」最終の学校評価 学校協議会③にて校内の様子を報告

◎いじめ対策委員会は毎月職員会議後に実施し、学年・学級の児童の様子を共有する。

◎いじめアンケート結果より、学級担任による教育相談を実施し、解消を図る。（毎学期）

◎いじめに関する校内研修会を実施する。（年間1回以上）

◎五校連絡会や学校警察連絡会での情報交流や管理職、生活指導担当対象の研修会での内容を職員会議で伝達したり資料を配布したりして、教職員のいじめに対する理解を深める。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・ホームページや学校だよりなどを利用し、情報発信するとともに保護者への啓発を図る。

- ・問題事例によっては、学校協議会で報告するとともに対策について提案した後立てを確立し、協力を仰ぐ。

- ・問題解決だけでなく防止も含めて、地域諸団体や関連機関との情報を密にする。

（連合町会、社会福祉協議会、民生委員、主任児童委員、青少年指導委員等）

（警察署、区役所子育て支援室、区役所子どもサポートセンター、子ども相談センター等）

(3) 取組内容の検証

- ・いじめ防止に向けた本校独自のP D C Aサイクルを確立するとともに「運営に関する計画」との関連を図る。
- ・未然防止の推進・再発防止についての取り組みについて、生活指導部会を中心に改善について話し合い、全教職員で実践に当たる。

7. 重大事案への対処

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ・学校の対応としては、「隠蔽しない」「窓口の一本化を図る」ことを厳守し、誠意ある姿勢で問題対応に当たる。
- ・速やかに調査組織を設置し、事実関係を明確にする。
- ・被害児童及びその保護者に対し、適切に情報提供を行う。
- ・教育委員会へは、隨時、正確な情報（事実関係や対応等）を報告していく。

※ いじめ発見の際の流れ（例）

